

関連法令等	学校の教育目標	願 い
<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法 ・教育基本法 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ・学習指導要領 ・人権教育・啓発に関する基本計画 ・東京都人権施策推進指針 ・東京都教育委員会教育目標等 ・江戸川区教育委員会教育目標 ・人権教育の指導方法等の在り方について「第一次、第二次とりまとめ」 	<p>東京都及び江戸川区の教育目標をふまえて、人間尊重の精神を基調に、我が国や他国、郷土への愛情や多様性を尊重する精神をもった人間性豊かな児童の育成を目指し、次の目標を設定する。</p> <p>生きる力を養う、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態や願い ・保護者の願い ・地域社会の願い ・学校運営連絡協議会からの意見等 <p>指導の実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育目標 ・指導計画 ・生活指導 ・組織、研究・研修 ・教育環境 ・家庭・地域社会等との連携・協力

人権教育の目標と課題

<p>日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、また児童の権利に関する条約等の趣旨を尊重して、すべての教育活動をとおり、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権教育や心の教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人間尊重や生命に対する畏敬の念、誰も排除しない態度等を育む。 ○人権尊重の精神のもと、一人一人の成長・発達と自己実現の達成を図るとともに他の人を思いやる心を育てる。 ○障害のある人が平等に活動できる社会の実現を目指し、相互理解と連帯感を育む。 ○男女がお互いに尊重し合い、個性と能力を活かすことができる社会を目指し、男女平等教育を推進する。 ○さまざまな国の生活習慣や文化に対する理解を深め、これを尊重し、共に生きる態度を養う。
--

目指す児童像

<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重の精神に基づき、他者を思いやり友情を深め、共に生きようとする児童 ○児童自ら課題をもち、主体的に思考・判断・行動し、教え合い学び合うことを喜びとする児童 ○地域社会の一員としての自覚や行動力を高め、地域の人々との交流・ボランティア活動をする児童 ○我が国の文化や伝統を理解するとともに、異国の文化や伝統を尊重し積極的に交流する児童

全教育活動における指導のねらい

<p>児童が、人権の意義や重要性についての正しい知識を十分に身に付けるとともに、日常生活の中で人権問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を十分に身に付けることができるようにすることを目指す。</p> <p>◇日常的な指導でのねらい</p> <p>(思いやりに満ちた人間関係の育成。偏見や差別を自分たちの問題としてとらえ解決しようとする力の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いの個性を尊重し、男女を問わず協力して活動できる。 ・進んでだれとでも気持ちのよい挨拶をする。 ・授業の内容を全員が理解できるように、学級全員で協力して学習に取り組む。 ・相手の立場に立って発言や発表を聞く。 <p>◇教科等でのねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間で人権教育のねらいを踏まえ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、学習指導要領に示されている能力や態度を育てる。 ・ダイバーシティの実現に向け、LGBT についての理解を深めたり、誰も排除しない心を育てたりするために、「出前授業」や「人権教育プログラム」を活用した学習や、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。 <p>◇人権課題の重点としてのねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校の特色ある教育活動を生かし、「子供」「高齢者」「外国人」等を人権課題の重点として思いやりのこころを育てる。

人権教育にかかわる年間指導計画作成のための方針

<ul style="list-style-type: none"> ○人権感覚を醸成するために、6月、12月、2月に人権週間を設定し、朝会時の講話や人権理解を深める集会や標語作りを行う。 ○人権教育に関する各学年の指導の実態把握を行い、人権教育の目標と課題に沿って適切な計画を立てる。 ○各学年の話し合いを充実し、共通理解をしっかりとるとともに、共通実践できる内容にする。 ○教師と児童の信頼関係や児童の望ましい人間関係を重視した指導の内容にする。 ○教職員の研修会を行い、指導の反省と指導計画の見直しを行う。

教 職 員 の 研 修	学 年 ・ 学 級 経 営	保 護 者、地 域 社 会 等 と の 連 携
<ul style="list-style-type: none"> ○全体研修会の実施 (職員夕会で人権教育プログラムを活用した研修を随時行う。) ○個別の課題研修(常時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の実態をしっかりにとらえ、学年の情報交換や研修をし、生活の場や学習の場で適切に指導する。 ○人権教育のねらいに沿って、各学級において基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者会を中心に、保護者の情報や要望を聞き、学年・学級において指導の徹底を図る。 ○学校公開や地域懇談会、学校運営協議会等において地域社会の情報や要望を踏まえ、指導する。